皇室事項

行啓

皇后陛下は、1月13日午後七時四十六分御出門、「Whee Jine New Year Concert in Japan、2011」を御鑑賞のため、紀尾井ホール（千代田区）へ行啓、同九時十一分還啓になつた。

官庁発表

官庁事項

中部地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局豊橋河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年1月31日

中部地方整備局長　富田　英治

1　河川の名称　矢作川水系矢作川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成23年1月31日

3　廃川敷地等の位置

岡崎市細川町字屋下57番地の13地先から岡崎市細川町字中河原7番地の6まで

岡崎市天白町字清水3番地の2地先から西尾市西浅井町羽佐坂84番地の5まで

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む）5,654.90平方メートル

国家試験

平成23年司法試験（新司法試験）の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、平成23年5月11日、12日、14日及び15日に施行する平成23年司法試験（新司法試験）の試験場について、次のとおり公告する。

平成23年1月31日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

（試験地）	（試験場）
札幌市	札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1－1－1）
仙台市	東北学院大学土樋キャンパス（仙台市青葉区土樋1－3－1）
東京都	TOC（東京都品川区西五反田7－22―17　TOCビル13階） サンシャインシティ　コンベンションセンターTOKYO（東京都豊島区東池袋3－1　文化会館） TOC有明（東京都江東区有明3－5－7） 東京都立産業貿易センター浜松町館（東京都港区海岸1－7－8）
名古屋市	愛知大学車道キャンパス（名古屋市東区筒井2―10―31） 名城大学天白キャンパス（名古屋市天白区塩釜口1―501）
大阪市	マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋2－5） 大阪商工会議所（大阪市中央区本町橋2－8）
広島市	広島県立広島産業会館（広島市南区比治山本町16―31）
福岡市	南近代ビル（福岡市博多区博多駅南4－2―10）

平成23年度旧司法試験第二次試験の施行

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。）附則第7条の規定により、司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき行われる平成23年度旧司法試験第二次試験の施行について、次のとおり公告する。

平成23年1月31日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

1　口述試験

⑴　受験資格

前回の筆記試験に合格した者（法科大学院の課程を修了した者で、司法試験法第4条に定める受験回数に達したものを除く。）

⑵　期日

平成23年4月10日（日）

⑶　科目

憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法（民法及び民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法は、それぞれ同一の機会に行う。）

⑷　場所

法務省（東京都千代田区霞が関1－1－1）

2　出願手続

⑴　出願期間

平成23年2月4日（金）から同年2月15日（火）まで

郵送による出願（平成23年2月15日（火）までの消印があるもの。）のみ受け付ける。

⑵　受験願書等の提出

受験を希望する者は、受験願書に所要事項を記入の上、カラー写真（縦5㎝×横4㎝、出願前6月以内に撮影した、正面前向き、上半身【顔の大きさが、縦25ミリ～35ミリ程度のもの】、脱帽、背景が無地のもの。）、受験手数料として11,500円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前6月以内に交付されたもの。）、その他出願に必要な書類を添付して、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、出願期間内に司法試験委員会あて書留郵便にて郵送すること。

3　その他

⑴　出願手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関1－1－1　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

⑶　上記2出願手続について、行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。

平成23年司法試験予備試験の出願

平成23年司法試験予備試験の出願について、次のとおり公告する。

平成23年1月31日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

1　追加された出願期間等

⑴　郵送による出願の場合

ア　出願期間

平成23年2月3日（木）から同月16日（水）まで

なお、平成23年2月16日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ　出願用紙の交付

出願用紙は、司法試験委員会（所在は2記載のとおり。）において、平成23年1月31日（月）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験予備試験出願用紙請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号【縦33.2㎝、横24.0㎝程度】に200円分の郵便切手をはり付け、郵便番号、送付先住所及び氏名を明記したもの）を封入して、司法試験委員会あて請求すること。

ウ　受験願書（出願用紙に必要事項を記入したもの。）の提出

受験を希望する者は、出願用紙に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦5㎝、横4㎝のもの。）、受験手数料として17,500円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所にはり、必要に応じて、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付して、出願期間内に司法試験委員会あて提出すること。

なお、提出方法は、出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

⑵　法務省オンライン申請システム（以下「システム」という。）による出願の場合

ア　システムを使用して出願する場合には、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）を参照すること。

イ　出願期間等

平成23年2月3日（木）から同年2月9日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間の午前8時30分から午後8時まで。受験手数料として16,800円を、上記の出願期間内に国庫金電子納付システムを利用して納付すること。

ウ　提出書類

必要に応じて、司法試験予備試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を、表に赤字で「平成23年司法試験予備試験電子出願・添付書類在中」と記載した適宜の封筒に入れ、必ず書留郵便にて、平成23年2月16日（水）（当日までの消印があるものに限る。）までに司法試験委員会あて提出すること。

2　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関1－1－1　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

⑶　行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。